

議案第96号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年12月18日提出

清水町長 阿部 一 男

専決処分第8号

清水町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

清水町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

清水町職員の給与に関する条例（昭和26年清水町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和2年度における期末手当の特例）

2 令和2年度に限り、この条例による改正後の条例第16条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」に読み替えるものとする。

（委任）

3 附則第2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

上記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和2年11月27日

清水町長 阿 部 一 男